

統計局所管の統計調査における今後の民間事業者の活用について

1 基本的な考え方

公共サービス改革基本方針(平成19年12月24日(改定)閣議決定)等に基づき、すべての指定統計調査について引き続き民間開放を推進する。

ただし、統計委員会(第4WG)において指摘のあった以下の調査については、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな悪影響が生じるおそれがあるとされているため、民間開放(民間事業者の活用)の内容については慎重かつ十分に検討する。

国勢調査、経済センサス

経常3調査(労働力調査、小売物価統計調査、家計調査)

上記以外の指定統計調査の民間開放(民間事業者の活用)の内容については、これまでの民間開放の実績、民間事業者の実情等を踏まえながら、検討する。

2 今後の民間事業者の活用の方向性

(1) 民間事業者の実情を踏まえた柔軟な対応

活用範囲の拡大

民間モニター等の活用

JV(共同企業体)の活用

複数の企業が一体となって実査業務を包括的に受託する場合も想定

(2) 既存の施策(地域単位での民間開放)の見直し

民間事業者の創意工夫により、統計の品質の維持・向上と統計調査業務の減量・効率化等を実現するモデルの検証

調査員調査において民間事業者を活用する場合の留意事項の明確化

(調査員の能力・経験、調査員の指導・管理体制等)

民間事業者を活用する際のメリット・デメリット、留意点等

国の統計調査の特徴、留意点

- 政策決定、経営判断、学術研究等を支える「社会の情報基盤」
⇒中立性・信頼性の確保等の要件が求められる
- 指定（基幹）統計制度
⇒調査対象に申告（報告）義務が課される（100%回収が原則）
- 調査の特性に応じた検討が必要
⇒指定（基幹）／承認（一般）
全数（悉皆）／標本
規模、調査対象の属性（世帯／事業所・企業等）、調査周期
調査方法（調査員調査／郵送・オンライン調査）

統計調査業務において民間事業者を活用する際の前提

- 国の統計調査に求められる要件の充足
⇒正確性・信頼性の確保、秘密の保護、情報流用の禁止等
- 民間における競争的な市場の存在
⇒求められる規模・内容の業務を、コスト増を招くことなく
実施し得る民間事業者が十全に存在する必要

（上記前提の下での）民間事業者活用のメリット・デメリット

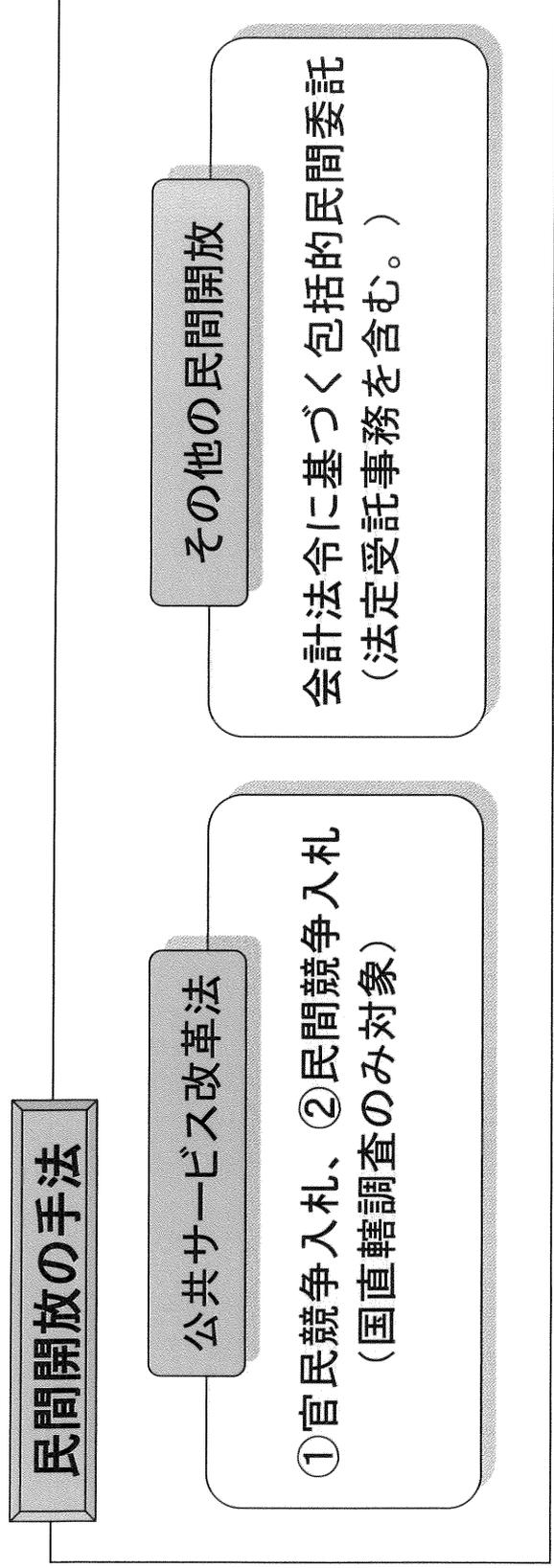
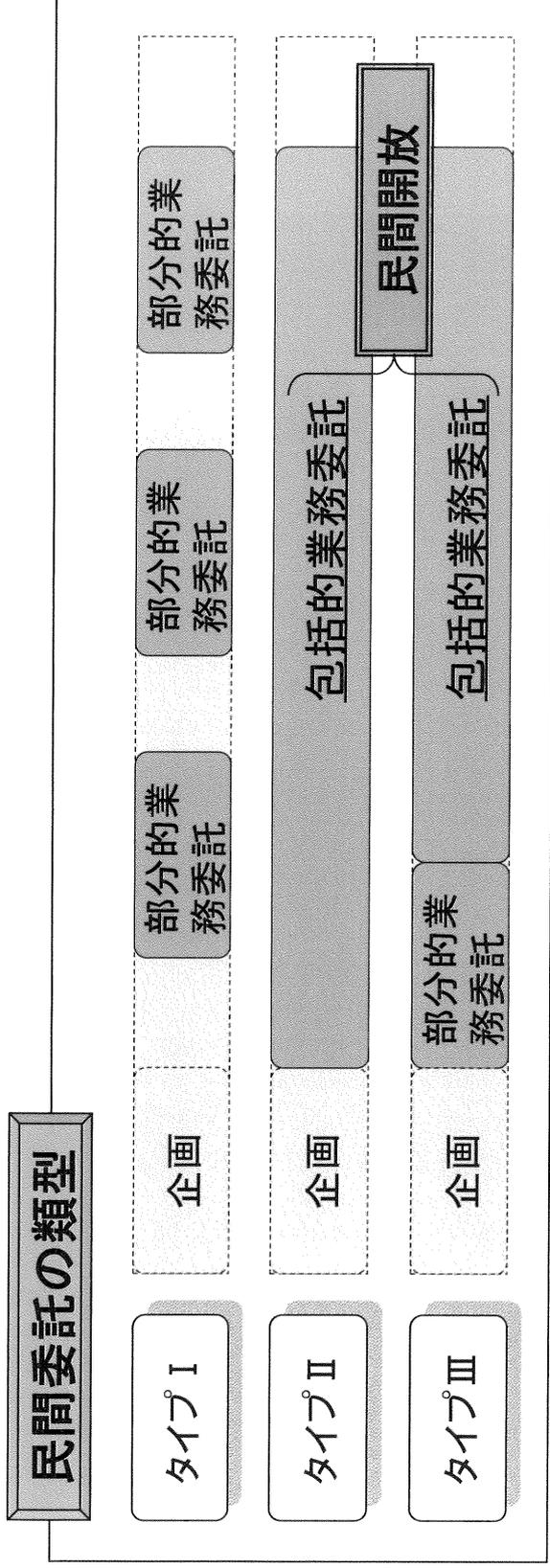
《メリット（例）》

- 行政組織や業務の減量、効率化等の資源制約に対応
- 民間事業者の創意工夫による効率的な業務実施、コスト削減

《デメリット（例）》

- 競争入札による実施主体の交替への対応が必要
- 不測の事態（受託事業者の債務不履行、倒産等）が生じた場合に、
統計データが欠落するリスクが発生
- 中長期的な人材育成、ノウハウ継承への影響

民間委託と民間開放の関係(図示)



民間委託・民間開放と公共サービス改革法との関係

民間委託と
民間開放の範囲

民間委託

民間開放

根拠法（手続法）

会計法令

（包括的民間委託）

公共サービス改革法
（透明性確保、監督規定、長期契約等）

統計調査の民間委託

に係るガイドライン

民間開放
の手法

民間委託の
推進対象業
務の範囲

民間委託の
推進対象業
務の要件

委託に当
たって講ず
べき措置

法定受託事務
（地域単位、環境整備）

国直轄調査

「中核的な知識・能力を要しない業務」＋「過去の実績」
（調査員調査方式による指定統計調査の実査を含む）

「効率性」 「迅速性・継続性」 「精度確保」

「秘密保護の徹底」「委託先の適切な選定（総合評価落札方式の積極的活用）」「質の設定」「業務実施状況の確認（モニタリング）」